

令和3年度事業計画

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過した。復興予算の減少に伴う社会資源の先細りが心配される。復興に取り残される社会的弱者、原子力損害の賠償から漏れている被災者に対する情報提供と相談等支援活動の重要性は継続している。原発賠償ADR支援と復興が涉らない町村への支援を中心に継続していく。

新型コロナウイルス感染症対策のため各種経済活動が自粛されるなか、市民のダメージは真っ先に貧困等の生活困窮の形で姿を顕すであろう。生活困窮者を法的に支援する準備が必要である。市民への広報と会員への情報提供に務めなければならない。

総務部・経理部・事務局体制について、登録事務・綱紀関連・連絡事務等をなくして会員業務は成立せず事務削減には限界があるが、IT推進、会費の口座引落化、キャッシュレス推進、経理処理の合理化等により更なる省力化を図る。35年余り本会を支えてくれた加藤事務局長が勇退する年度となる。事務局体制の再構築が必要であり役員・委員・職員が一致して運営することが肝要となる。

研修事業について、「市民の権利擁護」の基礎となる研鑽はますます重要である。コロナ禍の中で集合研修は困難であるが、研修なくして司法書士の未来はない。WEB配信研修・通信研修・eラーニングなど各事務所内にて効率的に研鑽できる教材提供に努めるとともに、各地で小規模な集合研修を実施する。

相談活動・公益活動・広報活動は三位一体である。司法書士に相談していただくためには司法書士を知ってもらう必要がある。司法書士は守備範囲が広いが、これが却って広報を難しくしている。市民の目と耳に届く広報を練っていききたい。特に相続遺言関連の広報には力を入れていきたい。去る4月21日に成立した民法等の改正により相続登記義務化など司法書士に関わる大改正がなされる。相続登記義務化では施行前に開始した相続にも適用されることとなり、市民への周知が必要であるとともに本会と会員の双方に受け入れ体制整備が必要である。司法書士制度150周年とあわせて広報に力を入れて展開していく所存である。

本会の歩みと社会情勢の変化等とを有機的に記録化して「福島県司法書士会史」を編纂するため新たに会史編纂室を設置する。平成4年に長沢藤吉名誉会長が自費出版された「福島県司法書士史」発行以来約三十年が経過している。本会の歴史的資料の散逸防止の観点からも会史編纂室において作業を進める。